

プレス南花田ケアプランセンター

地域区分報酬単価 10.7%

《居宅介護支援費Ⅰ※》

要介護1・2	1,042単位/月	11,149円
要介護3・4・5	1,353単位/月	14,477円

※常勤換算による取扱い件数が1人につき40名未満であること(要支援者に関しては2分の1を乗ずる)

《初回加算》

初回加算	300単位/月	3,210円
------	---------	--------

《特定事業所加算》

特定事業所加算(Ⅲ)※全て	300単位/月	3,210円
---------------	---------	--------

※要件

- 1.利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行っていること
- 2.二十四時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること
- 3.当該介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること
- 4.地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供
- 5.運営基準減算、又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
- 6.利用者数が介護支援専門員1人につき40名未満であること
- 7.ケアマネジメント基礎技術に関する実習等に協力または協力体制を確保していること(平成28年度以降合格者)
- 8.常勤の主任介護支援専門員を配置していること
- 9.常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること

《入院時情報連携加算》

入院時情報連携加算(Ⅰ)※	200単位/月	2,140円
入院時情報連携加算(Ⅱ)※	100単位/月	1,070円

※(Ⅰ)利用者が病院・診療所に入院後3日以内に病院・診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。※(Ⅱ)利用者が病院・診療所に入院後4日以上7日以内に病院・診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。(※(Ⅰ)(Ⅱ)ともに提供方法は問わない)

《退院・退所加算》

退院・退所加算※	300単位/月※	3,210円
----------	----------	--------

※利用者の退院退所にあたって当該病院、診療所、介護施設の職員と面談を行い、居宅介護サービス計画を作成した場合、入院期間中に3回まで算定、初回加算を算定する場合は不可

《小規模多機能型居宅介護事業所連携加算:看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算》

小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位	3,210円
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位	3,210円

※上記事業所における居宅サービス計画の作成に協力した場合

《緊急時等居宅カンファレンス加算》

緊急時等居宅カンファレンス加算※	200単位	2,140円
------------------	-------	--------

※病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。1月に2回を限度として算定。